

【書類名】明細書

【発明の名称】特許価値算出装置

***他に発明の名称があれば追加してください（プログラム、～方法）

など***

【技術分野】

本発明は、**分類されている特許に対して、分類毎の価値に基づいて、経済的重みを取得し、かつ、特許明細書、請求の範囲を解析し、法律的、技術的価値を算出する。そして、3方向の総合的な特許価値を自動算出する。**等に関するものである。

【背景技術】***不要であれば削除***

従来の特許価値算出装置において、～（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】***不要であれば削除***

【特許文献】***記載例***

【特許文献1】特開～～号公報（第1頁、第1図等）

【特許文献2】特開～～号公報（第1頁、第1図等）

【非特許文献】***記載例***

【非特許文献1】特許一原著 「ハンドスキャナのいろいろ」特許出版 2003年

【非特許文献2】新崎 準、外3名、“新技術の動向”、[online]、平成10年4月1日、特許学会、[平成11年7月30日検索]、インターネット [URL : <http://tokkyo.shinsakijun.com/information/newtech.html>]

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、従来の特許価値算出装置においては、技術的観点、法的観点、経済的観点の3つの観点からの総合的な特許の価値評価が十分にできない。という課題があった。

【課題を解決するための手段】

本第一の発明の特許価値算出装置は、1以上の特許書類と特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している特許情報格納部と、特許属性と特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を1以上格納している特許属性情報格納部と、1以上の特許書類を解析して、1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1以上算出する中間価値情報算出部と、1以上の特許書類の中間価値情報と、1以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1以上の特許書類の特許価値を算出する特許価値算出部と、特許価値算出部が算出した特許価値を出力する特許価値出力部と、を具備する特許価値算出装置である。

かかる構成により、精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第二の発明の特許価値算出装置は、第一の発明に対して、中間価値情報算出部は、1以上の特許書類を解析する特許書類解析手段と、特許書類解析手段が解析した結果に基づいて2以上の特性値を算出する特性値算出手段と、特性値算出手段が算出した2以上の特性値に基づいて1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する中間価値情報算出手段と、を具備する特許価値算出装置である。

かかる構成により、精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第三の発明の特許価値算出装置は、第二の発明に対して、特許書類解析手段は、1以上の特許書類が有する1以上の特許請求の範囲を解析し、特性値算出手段は、特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明本質抽出性を示す特性値である発明本質抽出性値を算出する発明本質抽出性値算出手段と、特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明展開性を示す特性値である発明展開性値を算出する発明展開性値算出手段を具備し、中間価値情報算出手段は、発明本質抽出性値算出手段が算出した発明本質抽出性値と、発明展開性値算出手段が算出した発明展開性値に基づいて各特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する特許価値算出装置である。

かかる構成により、精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第四の発明の特許価値算出装置は、第一から第三いずれかの発明に対して、1以上の特許書類を解析し、1以上の特許書類の特許属性を取得する特許属性取得部と、特許書類と特許属性を有する特許情報を特許情報格納部に蓄積する特許情報蓄積部をさらに具備する特許価値算出装置である。

かかる構成により、容易に精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

また、本第五の発明の特許価値算出装置は、第四の発明に対して、特許属性取得部は、発明を示す技術用語を特許属性として取得する特許価値算出装置である。

かかる構成により、容易に精度高く特許価値を算出できる。ことができる。

【発明の効果】*不要であれば削除（発明に共通の効果を簡潔に記載）*****

本発明による特許価値算出装置によれば、特許書類を解析することにより、特許の価値を自動的に、精度高く算出できる。ことができる。

【図面の簡単な説明】*不要であれば削除*****

<<必須図説明>>

【発明を実施するための形態】*不要であれば削除*****

<<発明を実施するための形態ヘッダ>>

（実施の形態1）

本実施の形態において、**分類されている特許に対して、分類毎の価値に基づいて、経済的重みを取得し、かつ、特許明細書、請求の範囲を解析し、法律的、技術的価値を算出する。そして、3方向の総合的な特許価値を自動算出する。CL1－中間価値情報算出部103は、特許特性値を算出する、CL2－特許特性値の具体例**特許価値算出装置1について説明する。また、本実施の形態において、<実施の形態1の前置部 なし>の特許価値算出装置1について説明する。

<<ブロック図説明>>

特許価値算出装置1は、特許情報格納部101、特許属性情報格納部102、中間価値情報算出部103、特許価値算出部104、特許価値出力部105を備える。

中間価値情報算出部103は、特許書類解析手段10301、特性値算出手段10302、中間価値情報算出手段10303を備える。

特性値算出手段10302は、発明本質抽出性値算出手段1030201、発明展開性値算出手段1030202を備える。

特許情報格納部101は、1以上の特許書類と特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している。

特許書類とは、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書である。

特許属性とは、技術用語、IPC、Fタームなど、分類のための情報である。

格納しているとは、不揮発性の記録媒体でも良い。

特許属性情報格納部102は、特許属性と特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を1以上格納している。

属性値とは、分類情報ごとの市場価値を示す値である。

格納しているとは、不揮発性の記録媒体でも良い。

中間価値情報算出部103は、1以上の特許書類を解析して、1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1以上算出する。

解析とは、言語解析方法は問わない。パターンマッチング、形態素解析、構造解析などを含む。

特許書類解析手段10301は、1以上の特許書類を解析する。

特許書類解析手段10301は、1以上の特許書類が有する1以上の特許請求の範囲を解析し。

特性値算出手段10302は、特許書類解析手段10301が解析した結果に基づいて2以上の特性値を算出する。

特性値とは、発明本質抽出性、発明展開性、強靱性、実施可能担保性など。

発明本質抽出性値算出手段1030201は、特許書類解析手段10301が解析した結果に基づいて、発明本質抽出性を示す特性値である発明本質抽出性値を算出する。

発明展開性値算出手段1030202は、特許書類解析手段10301が解析した結果に基づいて、発明展開性を示す特性値である発明展開性値を算出する。

中間価値情報算出手段10303は、特性値算出手段10302が算出した2以上の特性値に基づいて1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する。

中間価値情報算出手段10303は、発明本質抽出性値算出手段1030201が算出した発明本質抽出性値と、発明展開性値算出手段1030202が算出した発明展開性値に基づいて各特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する。

特許価値算出部104は、1以上の特許書類の中間価値情報と、1以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1以上の特許書類の特許価値を算出する。

特許価値とは、品質という概念も含む。

特許価値出力部105は、特許価値算出部104が算出した特許価値を出力する。

*****必要な場合、フローチャートを記載*****

*****フローチャートでは、特許価値算出装置1の動作を詳細に記載*****

<<フローチャート説明>>

(ステップS101)

(ステップS102)

(ステップS103)

(ステップS104)

(ステップS105)

(ステップS106)

(ステップS107)

(ステップS108)

(ステップS109)

(ステップS110)

(ステップS111)

(ステップS112)

(ステップS113)

(ステップS114)

(ステップS115)

(ステップS116)

(ステップS117)

(ステップS118)

(ステップS119)

(ステップS120)

<<フローなお書き1>>

<<フローなお書き2>>

<<具体例説明>>

<<実施の形態の効果>>

<<なお書き1>>

<<なお書き2>>

<<なお書き3>>

<<実施の形態フッタ>>

<実施の形態1の未使用情報 なし>

(実施の形態2)

本実施の形態において、分類されている特許に対して、分類毎の価値に基づいて、経済的重みを取得し、かつ、特許明細書、請求の範囲を解析し、法律的、技術的価値を算出する。そして、3方向の総合的な特許価値を自動算出する。CL1-中間価値情報算出部103は、特許特性値を算出する、CL2-特許特性値の具体例、CL1~3-特許明細書、特許請求の範囲を解析し、自動的に特許を分類する、CL4-特許分類方法が、ヒートマップの手法特許価値算出装置2について説明する。また、本実施の形態において、<実施の形態2の前置部なし>の特許価値算出装置2について説明する。
<<ブロック図説明>>

特許価値算出装置2は、特許情報格納部101、特許属性情報格納部102、中間価値情報算出部103、特許価値算出部104、特許価値出力部105、特許属性取得部206、特許情報蓄積部207を備える。

特許属性取得部206は、1以上の特許書類を解析し、1以上の特許書類の特許属性を取得する。

特許属性取得部206は、発明を示す技術用語を特許属性として取得する。

特許情報蓄積部207は、特許書類と特許属性を有する特許情報を特許情報格納部101に蓄積する。

*****必要な場合、フローチャートを記載*****

*****フローチャートでは、特許価値算出装置2の動作を詳細に記載*****

<<フローチャート説明>>

(ステップS201)

(ステップS202)

(ステップS203)

(ステップS204)

(ステップS205)

(ステップS206)

(ステップS207)

(ステップS208)

(ステップS209)

(ステップS210)

(ステップS211)

(ステップS212)

(ステップS213)

(ステップS214)

(ステップS215)

(ステップS216)

(ステップS217)

(ステップS218)

(ステップS219)

(ステップS220)

<<フローなお書き1>>

<<フローなお書き2>>

<<具体例説明>>

<<実施の形態の効果>>

<<なお書き1>>

<<なお書き2>>

<<なお書き 3 >>

<<実施の形態フッタ>>

<実施の形態 2 の未使用情報 なし>

<<発明を実施するための形態フッタ>>

【産業上の利用可能性】 *不要であれば削除（効果は、必ず出る効果を簡潔に記載）*****

以上のように、本発明にかかる特許価値算出装置は、特許書類を解析することにより、特許の価値を自動的に、精度高く算出できる。という効果を有し、特許価値算出装置等として有用である。

【符号の説明】 *不要であれば削除*****

【受託番号】 *不要であれば削除*****

【配列表フリーテキスト】 *不要であれば削除*****

【配列表】 *不要であれば削除*****

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

1 以上の特許書類と当該特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している特許情報格納部と、
特許属性と当該特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を 1 以上格納している特許属性情報格納部と、
前記 1 以上の特許書類を解析して、当該 1 以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1 以上算出する中間価値情報算出部と、
前記 1 以上の特許書類の中間価値情報と、前記 1 以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1 以上の特許書類の特許価値を算出する特許価値算出部と、
前記特許価値算出部が算出した特許価値を出力する特許価値出力部と、を具備する特許価値算出装置。

【請求項 2】

前記中間価値情報算出部は、
前記 1 以上の特許書類を解析する特許書類解析手段と、
前記特許書類解析手段が解析した結果に基づいて 2 以上の特性値を算出する特性値算出手段と、
前記特性値算出手段が算出した 2 以上の特性値に基づいて 1 以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する中間価値情報算出手段と、を具備する請求項 1 記載の特許価値算出装置。

【請求項 3】

前記特許書類解析手段は、
前記 1 以上の特許書類が有する 1 以上の特許請求の範囲を解析し、
前記特性値算出手段は、
前記特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明本質抽出性を示す特性値である発明本質抽出性値を算出する発明本質抽出性値算出手段と、
前記特許書類解析手段が解析した結果に基づいて、発明展開性を示す特性値である発明展開性値を算出する発明展開性値算出手段を具備し、
前記中間価値情報算出手段は、
前記発明本質抽出性値算出手段が算出した発明本質抽出性値と、前記発明展開性値算出手段が算出した発明展開性値に基づいて各特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、算出する請求項 2 記載の特許価値算出装置。

【請求項 4】

1 以上の特許書類を解析し、当該 1 以上の特許書類の特許属性を取得する特許属性取得部と、
前記特許書類と前記特許属性を有する特許情報を前記特許情報格納部に蓄積する特許情報蓄積部をさらに具備する請求項 1 から請求項 3 いずれか記載の特許価値算出装置。

【請求項 5】

前記特許属性取得部は、
発明を示す技術用語を前記特許属性として取得する請求項 4 記載の特許価値算出装置。

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 従来の特許価値算出装置においては、技術的観点、法的観点、経済的観点の3つの観点からの総合的な特許の価値評価が十分にできない。という課題があった。

【解決手段】 1以上の特許書類と特許書類の属性を示す特許属性を有する特許情報を格納している特許情報格納部101と、特許属性と特許属性に対応する値である属性値を有する特許属性情報を1以上格納している特許属性情報格納部102と、1以上の特許書類を解析して、1以上の特許書類の価値を示す情報である中間価値情報を、1以上算出する中間価値情報算出部103と、1以上の特許書類の中間価値情報と、1以上の特許書類に対応する特許属性に対応する属性値に基づいて、1以上の特許書類の特許価値を算出する特許価値算出部104と、特許価値算出部104が算出した特許価値を出力する特許価値出力部105と、を具備する特許価値算出装置1により、特許書類を解析することにより、特許の価値を自動的に、精度高く算出できる。できる。

【選択図】 図1